

焼津市農業委員会 8 月総会議事録

1 日時

令和7年8月18日（月）午後1時30分 ～ 午後2時30分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1B

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	15	村松 達雄	×
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	16	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	10	栢村 輝夫	×	17	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	○	11	村松 正二	○	18	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	12	村松 章	○	19	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	13	梅原 利浩	○			
7	藁科 光生	○	14	吉田 とり	○			

4 事務局出席者

局長 小長谷邦博 主幹 望月誉之 主査 荻野将憲 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第3号 農地の利用目的変更届出について

第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

第5号 転用等確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

第2号 農地法第5条の規定による許可について

第3号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

第4号 焼津市地域計画策定に係る意見聴取について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>17名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和7年8月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。</p> <p>2番、石田芳雄委員、11番、村松正二委員兩名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第5号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【報告第1号から報告第5号までを朗読】
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>無いようですので、質疑見を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。報告第1号から5号までを一括して承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>それでは、報告第1号から5号を承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号14について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号14を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、静岡県警察航空隊官舎より南へ約100mに位置している農業振興地域内の農用地です。</p> <p>賃貸人は市外に住んでおり、相続で農地を取得しましたが、耕作することが出来ず、借り手を探している状況でした。</p> <p>賃借人は、市内にて家庭菜園で露地野菜の栽培経験があり、今回枝豆、キャッサバ栽培などを中心に、農地を借りて新規に営農したく申請に及びました。</p> <p>賃借人は、農機具の保有がありませんが、隣地にある賃貸人の実家の農機具を借用し、農作業を行う予定です。今後、農機具を取得して耕作を行う計画を立てています。また、農業従事者は現在申請者のみですが、従業員を雇用する計画もあるそうです。</p> <p>周辺の農用地への農業上の利用、影響は軽微であると考えます。</p> <p>過日、8月8日の地区審査会にて、申請者である賃借人に来庁いただき、ヒアリングを実施し、地元農業者と協力し、農業経営を行い、耕作することが出来ると事務局では判断し、許可相当に該当する案件であると考えました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員	<p>ただいまの事務局からの説明のとおりです。</p>

16番	<p>賃貸人は次男であり、借借人は賃貸人の知人だそうです。</p> <p>申請地の南側に長男が住む自宅があり、倉庫内の農機具を貸してくれる話があるため、農機具の保有状況は問題ないと考えます。</p> <p>皆さん、キャッサバをご存じでしょうか。名前を聞いたことがあるかもしれませんが、南米ではかなりメインな野菜だそうです。キャッサバは挿し木して増やす耕作方法であり、温かいところで育つ作物です。キャッサバから取れたデンプンを加工し、食材とするようです。</p> <p>日本にも、南米の人が多くいるため、作物を作れさえすれば需要は十分にあるとのことでした。</p> <p>一つだけ懸念事項があります。ここは湿地帯であり、湿気に弱い作物であるため問題があるかもしれません。この下に暗渠があるようなので、それをうまく使えば可能ではないかと考えます。</p> <p>借借人にはヒアリングを行いました。農業経験はないですが、かなり勉強をしていることや熱意を感じられます。申請地は、写真のとおり現在耕作がされておらず荒れていることもあり、借りて耕作されるのであればありがたいことです。以上から、問題がなく、許可相当であると考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号14を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号14は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号の番号15を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号15を朗読後、説明】</p> <p>申請地は大井川庁舎から西へ約500mに位置している農業振興地域内の農用地です。</p> <p>譲渡人は譲受人の兄であり、申請地の道向かいの西側に住んでいます。</p> <p>同じく譲受人も道向かい、西側に住んでおり、譲渡人に代わって、申請地を長年、畑として耕作していました。</p> <p>譲受人は、野菜を中心に耕作を行っており、耕作、収穫、管理を1人で行っています。今般、所有権を取得し、申請地を今後も耕作したく、譲渡人との間で売買の合意が得られたため、申請に及んだものであります。</p> <p>譲受人には、農機具等の保有状況がありませんが、現況の耕作状況に問題はなく、また長年耕作を行っていたことから、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>なお、申請者自宅の隣地農地を宅地として利用している現状が見受けられたことから、申請者より経過事情の説明、また、是正のため今後、農地法許可申請をすることを記述した農地法不案内による始末書作成、提出をしていただき</p>

	<p>ました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
地区委員 8番	<p>8月1日に委員3名で現地調査を行いました。</p> <p>現状譲受人が耕作しており、周りに与える影響は無く、きれいに作物を作っております。</p> <p>農地としての問題はないと考え、許可相当としました。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の、番号15を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号の番号15は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」の番号17を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号17を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、焼津病院から南東に約200mに位置している第2種に該当する農地です。</p> <p>本件は、申請地の東側隣地で機械自動車販売修理業を営んでいる譲受人が、修理前後の車両置場に現在困窮していることから、駐車場敷地を新たに広げ、取り扱い車両や従業員駐車場敷地として転用したい申請であります。</p> <p>申請地の北側は宅地、西側及び南側は道路や水路、東側は雑種地であります。</p> <p>転用面積は適正であり、また排水が農業用用水に流れ込む恐れがなく、周辺の農地への影響も軽微であります。</p> <p>過去には、隣地において敷地拡張を目的とした転用許可申請を行っていますが、事業拡大に伴う敷地の拡大の必要性が生じています。前回の転用事例もあることから、実効性があると判断でき、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>申請地は第2種農地であるため、代替性を周辺で検討していますが、事業用地に隣接している申請地は利便性が高く、最もふさわしいと判断しました。</p> <p>なお、譲渡人が、既に現場を先行して農地以外の利用していた様子が見受けられたため、経過事情説明、農地法不案内による始末書提出をしていただきました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 17番	<p>8月6日に現地を確認しました。ただ、申請地はすでに埋め立てた状態であったことから指摘をし、後日始末書の提出がありました。</p> <p>周辺農地への影響はほとんどありませんので、始末書の提出もあり、許可相当であると考えました。</p>

	ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号17を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第2号、番号17は許可することに決定しました。
議長	続いて、議案第2号の番号18を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第2号、番号18を朗読後、説明】 申請地の場所は、東益津小学校より西へ約300mに位置している第3種に該当する農地です。 本件は、太陽光発電設備敷地として利用するために転用したいという申請であります。 譲受人は太陽光発電事業を行う法人であります。事業を行うため適地を探していたところ、申請地は日照条件が良好であり、発電量が見込めることから太陽光発電施設用地として利用したく、今般の申請に及んだものであります。 また、譲渡人においては、耕作管理が難しいことから本計画に同意し、申請地を譲渡するものであります。 申請地の北側が水路、東側及び西側が宅地及び農地、南側は道路です。 周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
推進委員 23番	申請につきましては、事務局からの詳細な説明のとおりであります。 8月6日に現地調査を行いました。 申請地は住宅街の中にある農地です。申請地の西側には、家庭菜園のような畑があり、東名高速道路の側道すぐ南側になります 譲渡人は一人暮らしの70代の高齢者であり、農地耕作は困難であることから農地の土地利用をするため、転用をしたいとのことでした。 申請地の緑化計画についてまだ出されていませんが、今後計画を提出する予定でいるそうです。 周りに与える影響もないものですから、許可相当と判断いたしました。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。
事務局	ただいま委員から説明がありました緑化計画について補足いたします。 申請者と緑化の担当課である都市整備課において現在協議中であり、協議結果について確認を行うよう事務局では考えております。以上です。
議長	緑化計画は、面積が500㎡以上の時必要か。
事務局	そうです。

議長	<p>そのほか質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号18を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号18は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案2号の番号19を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号19を朗読後、説明】</p> <p>申請地は大井川焼津藤枝スマートインターチェンジから西南西へ500mほどに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請人は平成23年に新居を建築しましたが、当時より申請地は宅地の一部、庭として利用していました。今般、農地転用許可を得ていないことがわかり、農家住宅敷地の拡張として申請しました。</p> <p>申請地の北側は宅地、境内地、東側は用悪水路、西側は申請者宅地、南側は申請地所有者の畑であります。</p> <p>申請地隣の畑に与える影響は軽微であると判断でき、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>なお、既に申請地を先行して宅地利用していた現状が見受けられ、申請者より経過事情説明、農地法不案内による始末書の提出をしていただきました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 8番	<p>8月1日に現地を確認しました。</p> <p>母家を建て直した時点で申請地を宅地利用していたことから、始末書の提出がありました。</p> <p>現況、周辺農地に与える影響は軽微なものであることから、許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号19を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号19は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案2号の番号20を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号20を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ静岡方面入口より北東へ約500mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、資材置場として利用するために転用したいという申請であります。</p>

	<p>譲受人は、現在市内で一般土木建設業を営んでおり、市内数か所に工事用の資材や重機等の資材置場を賃借していますが、手狭となり、今後も安定的に事業を行っていくため、自己所有地での資材置場を探していたところ、譲渡人の承諾を得られたことから、今般の申請となったものです。</p> <p>申請地の北側は用悪水路、東側は農地及び宅地、南側は用悪水路（側溝）及び道路、西側は田であります。</p> <p>過日8月8日の地区審査会にて、譲受人にヒアリングを実施し、現在の他の資材置場の利用状況、申請地の必要性について聞き取りを行いました。</p> <p>転用面積は適正であり、隣接する農地との境界には新設コンクリート擁壁を設置するため、影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>
地区委員 8番	<p>現地確認は8月1日に実施しました。</p> <p>今回の申請について、周りの農地への影響は軽微であると判断いたしました。過去譲受人が農地転用を何件か提出していることから、地区審査会を実施したほうが良いと考え、8月8日にヒアリングを実施させていただきました。</p> <p>現況、借入地の土地の返却があり、置場が必要となることから申請を出した経緯を確認いたしました。私が農業委員になる以前から農地転用をされた土地について、一部利用が不明瞭な部分があり、確認もふまえてヒアリングを行いました。</p> <p>今回、地区審査も経て、申請について許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号20を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号20は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。</p> <p>本議案に関係する委員につきましては、本議案の裁決が終わるまで退室を、お願いします。</p> <p>【委員 退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号を説明】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号は原案のとおり、計画を策定することに、ご異議ありませんか。</p>

	<p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号を承認することに決定しました。</p> <p>それでは、退席されていた委員の入室を認めます。</p> <p>【委員 入室】</p>
議長	<p>次に、議案第4号「焼津市地域計画策定に係る意見聴取について」を審議します。</p> <p>それでは、市農政課の説明を求めます。</p>
農政課	<p>【議案第4号を朗読後、説明】</p> <p>地域計画の変更について説明をさせていただきます。</p> <p>今回の変更内容については、事前説明を前回総会の終了後に、協議の場として行わせていただいたとおり、焼津市産業立地ビジョンに伴う、相川地区、大富地区、焼津・豊田・小川地区における地域計画のうち、5箇所を目標地図から削除、それに伴う数値の見直しとなります。</p> <p>前回の説明の際には、皆様から様々な意見をいただきました。</p> <p>地域計画とは、10年先の農地の耕作状況を示すものであります。今回の変更について、地権者、耕作者の双方の承諾を得て進んでいること、地域未来投資促進法に基づき計画が進んでいること、周辺農地への影響は与えないという説明を業者より受けており、その計画について農政課も事前に確認していることを付け加えさせて説明させていただきます。</p> <p>今後農業者人口が減少していく中で、持続可能な行政運営を図るため、やむを得ないと判断し、地域計画の変更とさせていただきました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは、質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号を原案のとおりの内容で回答することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号を承認することに決定しました。</p> <p>以上をもちまして、令和7年8月総会を終了します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>

焼津市農業委員会総会会議規定第28条の規定により署名
する。

令和 年 月 日

議長 _____

委員 _____

委員 _____